

二本松市 第三期 子ども・子育て支援事業計画

概要版

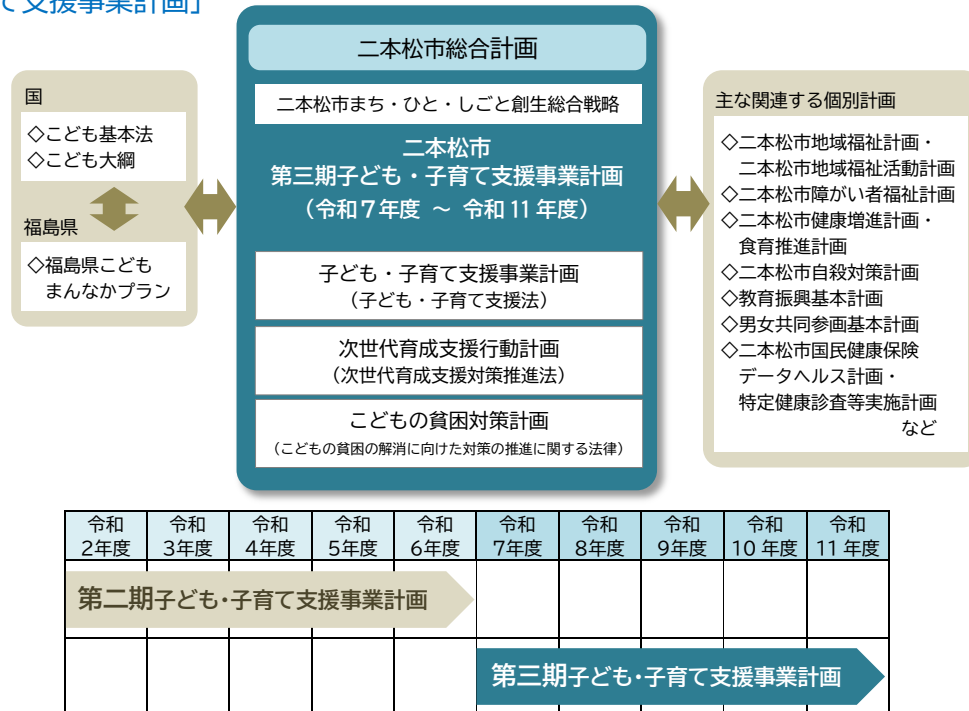
令和7年度～
令和11年度

1 計画策定にあたって

「二本松市第二期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度に終了を迎えるにあたり、子ども基本法や子どもまんなか社会の考え方に基づいた、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「二本松市第三期子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援の強化を図り、総合的かつ一体的に推進していきます。

本計画は、本市の最上位計画である「二本松市総合計画」の「基本目標3 世代をつないで人を育むまち」の部門別計画として位置づけるとともに、平成元年（1989年）に国連総会で採択された「子どもの権利条約」が定める子どもの基本的な人権の保障と子どもの最善の利益を考慮したものとします。

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。なお、必要に応じ中間見直しを行います。



3 計画の基本的な考え方

子ども大綱で示された「子どもまんなか社会」を尊重するとともに、第二期計画から基本理念を継承することとし、全ての子どもたちが平等に心身ともに健やかに成長できること、二本松市で生まれ育ったことに誇りを持って生きていくことができる、未来輝く「にほんまつ」の創造を目指します。

基本理念

子どもすくすく、家族にここにこ、地域いきいき
笑顔をつなげよう にほんまつ

基本理念の達成に向け、以下の4つを基本目標として、子ども関連施策を推進していきます。

基本目標1 子どもの権利を守る社会づくりと、生まれてくる子どもと親への支援

- 子どもの権利についての理解促進と子どもの意見表明や参加の促進を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。
- 各種の健康相談や情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。
- 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て家庭の不安や孤立化の解消、保護者の「子育て力」を自ら高めていけるよう支援の充実を図ります。

基本目標2 子どもと若者の健やかな成長に応じた支援

- 就学前教育や学校教育の場における子育て支援を進めるとともに、子どもたちを健全に育成できる環境づくりを推進します。
- 出会い・結婚に関する支援や、移住・定住の促進に取り組み、その社会的・職業的な自立を支援します。

基本目標3 子育て家庭への支援

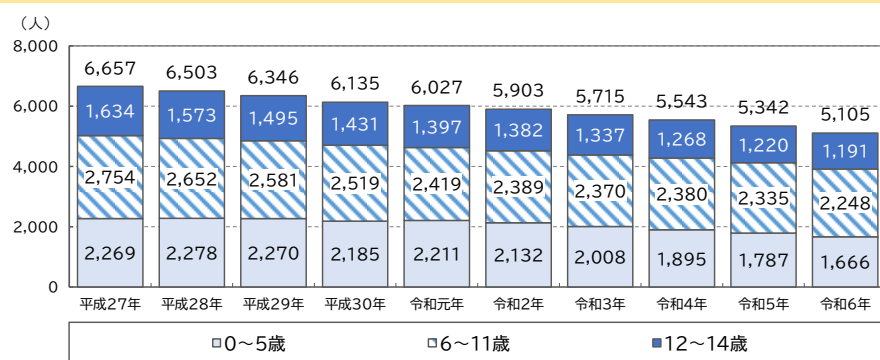
- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える手当給付及び負担軽減等の周知・啓発、子育てや教育のニーズに対応した経済的支援に取り組みます。
- 就労支援や経済的支援等、ひとり親家庭への最適な支援につなげていきます。
- ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進や働き方改革、仕事と子育てを両立するための環境づくりを推進します。
- 多様な働き方を選択できるよう、国・県や企業等と連携しながら、子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

基本目標4 安心・安全な子育て社会の推進

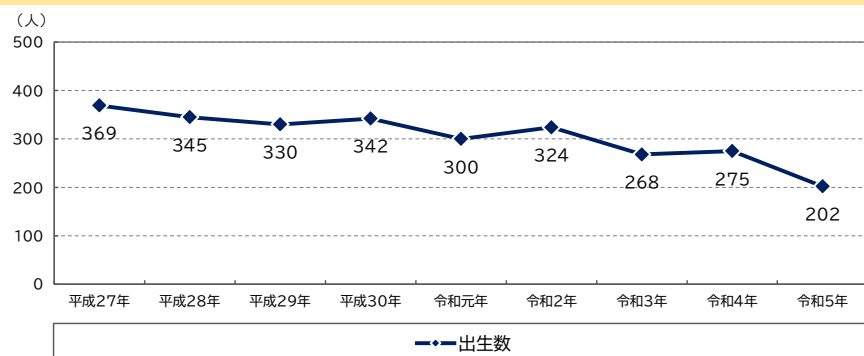
- 困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない、子どもを守る支援の充実を図ります。
- 子どもへの虐待の未然防止、早期発見、早期対応、相談体制の整備等、総合的な相談支援拠点の体制構築を進めます。
- 外国人や障がい等の特別な支援が必要な子どもと家庭への支援を進めます。
- 警察署や関係機関・団体等との協力を強化し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進し、事故や犯罪、災害の危険から子どもを守ります。

2 子どもと子育て支援の現状と課題

子ども人口の推移



出生数



二本松市の総人口及び子ども人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続く予想されます。

出生数も同様に減少傾向となっています。

子育てに関する生活実態や子ども自身の課題の把握のため、「就学前児童の保護者」及び「小学生児童の保護者」「小学5・6年生」「中学2・3年生」に対し、アンケート調査を実施しました。



4 施策の展開

4つの基本目標に対し、14の基本施策を設定し、計画的な施策展開を図っていきます。

基本目標1 こどもの権利を守る 社会づくりと、 生まれてくるこどもと 親への支援	(1) こどもと若者の権利の保障	①こども基本法に基づくこどもの権利の周知	②こども・若者の意見の表明・参加促進	
	(2) こどもと母親の健康	①母子健康手帳の交付 ②妊産婦健康診査 ③妊婦のための支援給付 ④妊婦等包括相談支援事業 ⑤両親学級	⑥不妊治療費助成 ⑦不育症治療費助成 ⑧妊婦にやさしい出産時交通費等助成事業 ⑨産後ケア事業 ⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	⑪乳幼児健康診査 ⑫乳幼児健康相談 ⑬予防接種事業(定期接種、任意接種の実施) ⑭食育の推進 ⑮休日当番医事業、子ども救急相談等
	(3) 子育て支援体制の充実と 情報の提供	①出産・子育てに関する地域情報の提供 ②こども家庭センターMumの運営 ③子育て応援アプリの運営 ④子育てヘルプ応援事業	⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥ホームスタート事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧子育て短期支援事業	⑨親子関係形成支援事業 ⑩家庭児童相談室 ⑪乳児等通園支援事業(こども誰でも通園支援事業)
基本目標2 こどもと若者の 健やかな成長に 応じた支援	(1) 乳幼児期における 保育・教育の充実	①乳幼児期の保育・教育の提供体制の確保 ②延長保育事業 ③一時預かり事業	④休日保育事業 ⑤病児保育事業 ⑥医療的ケア児保育支援事業	⑦地域との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等の連携 ⑧施設的环境整備及び設備更新 ⑨施設の統廃合及び利活用
	(2) 学童期・思春期における 保育・教育の充実	①放課後児童健全育成事業 ②放課後子ども教室 ③教育施設・設備の整備・充実	④教育内容の充実 ⑤教職員の資質向上 ⑥地域と学校の連携	⑦性に関する啓発等の推進 ⑧人間尊重の精神を基盤とした教育 ⑨教相談体制の充実
	(3) 青年期の若者への支援	①結婚推進事業	②結婚新生活支援事業	③定住化促進 ④ライフデザイン事業
	(4) 豊かな心の育成	①ブックスタート事業・ブックステップ事業	②地域こども文化活動の充実	③「遊び」を通じた「生きる力」の育成 ④乳幼児とのふれあい体験
	(5) 健やかな身体の育成	①生涯スポーツの振興	②スポーツ少年団	③屋内遊び場の運営と設備更新 ④都市公園等の適正配置
基本目標3 子育て家庭への支援	(1) 子育て世帯への経済的支援	①出産祝金(笑顔さんさん祝金) ②児童手当 ③幼児教育・保育の無償化	④保育所保育料軽減(保育料助成) ⑤子ども医療費助成 ⑥実費徴収に係る補足給付	⑦就学援助(学校教材、遠距離通学、高等学校通学費)
	(2) ひとり親世帯への支援	①母子父子福祉資金貸付金 ②児童扶養手当	③ひとり親家庭医療費助成 ④母子父子家庭自立支援給付金事業	⑤ひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金事業
	(3) 協力し合い子育てできる 社会の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②仕事と子育ての両立支援		
基本目標4 安心・安全な 子育て社会の推進	(1) こどもを守る取組の推進	①いじめ防止対策の推進 ②要保護児童対策地域協議会 (児童虐待ネットワークの整備) ③養育支援訪問事業	④子育て世帯訪問支援事業 ⑤ヤングケアラーへの支援 ⑥こどもの貧困対策	⑦生活保護 ⑧生活困窮者自立支援 ⑨こども・若者の居場所づくり
	(2) 困難を抱えるこどもへの支援	①児童発達支援、放課後等デイサービス ②居宅介護 ③短期入所 ④相談支援事業	⑤障害児福祉手当・特別児童扶養手当 ⑥障がい児教育の充実 ⑦日常生活用具給付・補装具費支給 ⑧移動支援事業	⑨日中一時支援事業 ⑩発達障がい児に対する支援体制の構築(すくすく広場等) ⑪外国人のこどもや帰国したこどもへの支援
	(3) こどもの安全確保推進と 地域における子育て支援	①交通安全教育の推進 ②道路環境の整備(街路灯設置) ③通学路の安全確保	④生活空間の環境保全 ⑤有害図書等の浄化活動 ⑥地域安全パトロール隊	⑦広報・啓発 ⑧児童福祉施設等整備事業 ⑨防災教育

5 子ども・子育て支援事業の展開

(1) ニーズ量の推計について

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、設定しました。

(2) こども人口の推計について

本市のこども人口の推計について、0～5歳では令和6年の1,666人から令和11年には1,309人と推計され、357人（21.4%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても令和6年の2,248人から令和11年には1,733人と推計され、515人（22.9%）の減少が予測されています。

	実績値					推計値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	4,521	4,378	4,275	4,122	3,914	3,780	3,576	3,391	3,207	3,042
0歳	307	268	274	256	212	232	226	219	213	206
1歳	353	315	269	286	254	216	236	230	224	216
2歳	321	353	311	266	282	251	213	233	227	221
3歳	368	316	355	309	270	283	252	214	234	228
4歳	395	364	320	349	301	264	277	246	209	229
5歳	388	392	366	321	347	300	264	276	245	209
0～5歳	2,132	2,008	1,895	1,787	1,666	1,546	1,468	1,418	1,352	1,309
6歳	422	391	395	369	313	344	298	262	274	244
7歳	357	425	398	395	369	313	344	298	261	275
8歳	394	354	422	400	393	369	313	345	298	262
9歳	409	391	357	422	397	391	367	312	344	297
10歳	397	413	394	358	423	398	392	368	313	345
11歳	410	396	414	391	353	419	394	388	365	310
6～11歳	2,389	2,370	2,380	2,335	2,248	2,234	2,108	1,973	1,855	1,733

資料：令和2年～令和6年は、住民基本台帳（各年3月31日）
令和7年～令和11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

(3) 量の見込み及び確保の状況

①乳幼児期の保育・教育の量の見込み及び確保の状況

■教育施設（幼稚園、認定こども園）

単位：人	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	288	280	259	235	216	202
② 確保方策	897	897	897	897	897	897
乖離（②－①）	609	617	638	662	681	695

■保育施設（認定こども園、認可保育所等）

	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,134	1,062	1,020	978	940	923
② 確保方策	1,283	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
乖離（②－①）	149	218	260	302	340	357

②地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業	11 子育て世帯訪問支援事業【新規】
2 地域子育て支援拠点事業	12 児童育成支援拠点事業【新規】
3 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	13 親子関係形成支援事業【新規】
4 養育支援訪問事業	14 妊婦等包括相談支援事業【新規】
5 子育て短期支援事業	15 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園支援事業）【新規】
6 一時預かり事業	16 産後ケア事業【新規】
7 延長保育事業	17 実費徴収に係る補足給付
8 病児保育事業	18 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業
9 妊産婦健康診査事業	19 放課後児童健全育成事業
10 ファミリー・サポート・センター事業	

■放課後児童健全育成事業

《低学年》

単位：人	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	581	578	572	560	542	519
② 確保方策	581	578	572	560	542	519
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	0

《高学年》

単位：人	実績値 (見込)	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	324	321	317	309	298	285
② 確保方策	324	321	317	309	298	285
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	0

6 計画の推進

地域社会が互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に課題の解決に取り組む「協働」の体制づくりを進め、効果的に施策や事業を推進していきます。

また、引き続き、庁内におけるこどもや子育て家庭を本気で応援する取組の推進や「こどもの権利」に関する意識の向上に努め、こども施策を総合的かつ強力に推進していきます。

二本松市 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行：2025（令和7）年3月
発行者：二本松市 保健福祉部 子育て支援課
住所：〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1
TEL：0243-55-5094